（計算書類に関する事項）

第六条の十　法第五十四条の九第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　公告対象法人（法第五十四条の九第一項第三号の新設合併消滅社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合　その旨

二　公告対象法人が清算法人である場合　その旨

三　前二号に掲げる場合以外の場合　最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容

2　第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項第三号の貸借対照表の要旨について準用する。

（新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項）

第六条の十一　法第五十四条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　新設合併設立社会福祉法人の成立の日

二　法第五十四条の九の規定による手続の経過

三　新設合併により新設合併設立社会福祉法人が新設合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

第六条の十二　法第五十四条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第五十四条の七第一項の規定により新設合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。

（社会福祉充実計画の承認の申請）

第六条の十三　法第五十五条の二第一項に規定する社会福祉充実計画の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。

一　社会福祉充実計画を記載した書類

二　法第五十五条の二第五項に規定する者の意見を聴取したことを証する書類

三　法第五十五条の二第七項の評議員会の議事録

四　その他必要な書類

（控除対象財産額等）

第六条の十四　法第五十五条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、社会福祉法人が当該会計年度の前会計年度の末日において有する財産のうち次に掲げる財産の合計額をいう。

一　社会福祉事業、公益事業及び収益事業の実施に必要な財産

二　前号に掲げる財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産

三　当該会計年度において、第一号に掲げる事業の実施のため最低限必要となる運転資金

2　前項第一号に規定する財産の算定に当たつては、法第五十五条の二第一項第一号に規定する貸借対照表の負債の部に計上した額のうち前項第一号に規定する財産に相当する額を控除しなければならないものとする。

（社会福祉充実計画の記載事項）

第六条の十五　法第五十五条の二第三項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに電話番号その他の連絡先

二　社会福祉充実事業（法第五十五条の二第三項第一号に規定する社会福祉充実事業をいう。以下同じ。）に関する資金計画

三　法第五十五条の二第四項の規定による検討の結果

四　法第五十五条の二第六項の規定に基づき行う意見の聴取の結果

五　その他必要な事項

（実施する事業の検討の結果）

第六条の十六　法第五十五条の二第四項の規定による同条第三項第一号に掲げる事項の記載は、社会福祉法人の設立の目的を踏まえ、同条第四項各号に掲げる事業の順にその実施について検討し、その検討の結果を記載することにより行うものとする。

（財務に関する専門的な知識経験を有する者）

第六条の十七　法第五十五条の二第五項の厚生労働省令で定める者は、監査法人又は税理士法人とする。

（承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請）

第六条の十八　法第五十五条の三第一項に規定する承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。

一　変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類

二　第六条の十三第二号から第四号までに掲げる書類

（承認社会福祉充実計画における軽微な変更）

第六条の十九　法第五十五条の三第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一　社会福祉充実事業の種類の変更

二　社会福祉充実事業の事業区域の変更（変更前の事業区域と変更後の事業区域とが同一の市町村（特別区を含む。）の区域内である場合を除く。）

三　社会福祉充実事業の実施期間の変更（変更前の各社会福祉充実事業を実施する年度（以下「実施年度」という。）と変更後の実施年度とが同一である場合を除く。）

四　前三号に掲げる変更のほか、社会福祉充実計画の重要な変更

（承認社会福祉充実計画における軽微な変更に関する届出）

第六条の二十　法第五十五条の三第二項に規定する軽微な変更に関する届出は、届出書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。

一　変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類

二　その他必要な書類

（承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請）

第六条の二十一　法第五十五条の四に規定する承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請は、申請書に、承認社会福祉充実計画に記載された事業を行うことが困難である理由を記載した書類を添付して所轄庁に提出することによつて行うものとする。

（様式）

第六条の二十二　第六条の十三、第六条の十八、第六条の二十及び前条に規定する書類は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

2　前項に掲げる書類の様式は、厚生労働省社会・援護局長が定める。

第八条第一項中「法人」を「社会福祉法人」に、「第十三条各号」を「第一条の四各号」に改める。

第九条を次のように改める。

（届出）

第九条　法第五十九条の規定による計算書類等及び財産目録等（以下「届出計算書類等」という。）の届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　書面の提供（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。）

イ　届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合　当該書面に記載された事項を記載した書面二通の提供

ロ　届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合　当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面二通の提供